

令和6年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和6年8月27日（火）13時30分～

場所：吉塚合同庁舎 7階 Y特6会議室

（増田企画広報主幹）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は環境政策課 企画広報主幹の増田と申します。

本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の鐘ヶ江が、ご挨拶申し上げます。

（鐘ヶ江部長）

皆さんこんにちは。環境部長の鐘ヶ江でございます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、環境審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆さん方ご存知のとおり、全国的にもそうですが福岡県でも本当に暑くて、7月初旬から熱中症警戒アラートが連日発表されるなど、気候変動を象徴するような状況が続いております。気候変動というのは人類だけが暑いのではなくて、動物や植物などにも大きな影響を与えるものでございます。本県といたしましては、人と動物の健康、それから環境の健全性を、一体ととらえるワンヘルスという観点からも、この気候変動への対応が急務となっております。この気候変動の対応につきましては、後程、本県が策定しております地球温暖化対策実行計画、こちらの進捗状況をご報告させて頂きたいと思っております。

また本日の審議会では、県での新たな取組も、ご説明をさせて頂きたいと思っております。その一つをご紹介しますと、皆さんご存知のとおり、今後将来的に増えていく電気自動車について、これに使われているEVバッテリーを、リユース、リサイクルをして、資源循環をしていこうということで、この7月に全国に先駆けまして、グリーンEVバッテリーネットワーク福岡、愛称がGBNet福岡と申しますが、これを設立したところでございます。このネットワークでは、使用済みのEVバッテリーを回収、リユース、リサイクル、そして、再び製造するという、一連の工程を資源循環させるということで、これを福岡モデルとして構築をしていきたいという風に考えております。

その他、様々な取組についても後程ご説明をさせて頂きたいと思っておりますが、令和6年度の県の当初予算はサステナブルとイノベーションをキーワードにさせて頂いております。私ども環境部の取組も、商工部などいろんな部と連携をいたしまして、私どもが策定しております福岡県環境総合ビジョンに掲げております環境と経済と好循環を実現する持続可能な社会の実現ということで、これを進めていきたいと思っておりますので皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会では、部会決議報告2件、及び、その他の報告3件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

（増田企画広報主幹）

本日は、会長及び委員37名中30名の出席で半数以上のご出席をいただいております。

従いまして、福岡県環境審議会条例 第5条第2項の規定により会議が成立している事をご報告申し上げます。

なお、本日、満永委員、青野委員につきましては、九州農政局 生産部 生産技術環境課 課長補佐 後藤様、九州地方整備局 企画部 環境調整官 猪狩様にご出席いただいております。

それでは本日用います、資料のご確認をお願いいたします。お手元の配付資料及び事前に郵送しております資料につきましては資料リストに説明しておりますとおりでございます。なお資料4につきましては、一部修正がございましたので、本日、お手元に配布しております修正版と記載の資料と差し替えをお願いいたします。こちらの修正版につきましては、表紙をめくって説明部分の2枚目のみとなっております、3枚目以降の実施計画本文については修正がございませんので、事前に送付しております資料の方をご確認ください。

では、資料の不足がございましたら挙手により事務局までお知らせください。ございませんでしょうか。

それでは、会議につきましては、福岡県環境審議会条例第五条第一項により、会長が議長となる事が規定されております。それに従いまして、これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回のこの審議会は 令和5年の第二回審議会になりますが、1月17日に開かれています。それから半年ほど経ちましたので、この間の国の環境政策の動きについて、恒例により少しご紹介したいと思います。まず一番重要だと思えるのは、5月21日の閣議で、第六次の環境基本計画が閣議決定をみております。第六次環境基本計画の検討状況ということで、1月の審議会のときにも内容を少し申し上げたわけですが、前回申し上げた内容どおりそのまま粛々と計画策定が進められてたという印象です。第一次環境基本計画ができてから30年、節目を迎えるので、それを踏まえて、しっかり希望が持てる30年へと、さらに勝負の2030年、こういうことをキャッチフレーズにしておりまして、目指すべきこの国の文明、経済社会のあり方を提示すること、環境政策を起点として、様々な経済社会的課題をしっかりと、一元化して、同時解決しなくてはならない、こういうことが計画の考え方の基本になるところです。私は第五次系計画策定まで携わっておりますが、第六次は携わっておりませんので、今回の基本計画はちょっとカタカナが多すぎるっていう気がしてしょうがないですけども、ウェルビーイングという言葉が基本計画の中で位置付けられていてですね、高い生活の質、ウェルビーイング、これが環境政策の一番の目的でなきゃいけないという事が言われるようになりましたので、多分これからあちらこちらでウェルビーイングという言葉が流行るだろうな、と思います。

それから8月2日に、第五次の循環型社会形成推進基本計画、循環計画と言っておりますが、その閣議決定をみております。これも第一次循環計画ができましたのは2002年のことですので、それ以降、随分時間が経っているわけではありますが、「循環経済」という、世界的には使われている言葉ですが、これをしっかりと国の戦略として位置付けなきゃいけない、循環経済に移行するということが計画の中では重視されています。そして、方向性を示していますけども、五つ程挙がっているんですね。循環型社会を作っていくために、循環経済に移行していかなきゃいけない。そのことは、持続可能な地域づくり社会づくりにも関係があるぞと、ということが1点目です。

2点目は、資源循環のために、事業者がお互いに連携をする。いうことが必要で、物を作る時にその原材料の調達から使用後の廃棄に至るまでの全体、ライフサイクル全体を考え、その中で徹底的に資源循環を図らなければいけない、ということです。

3点目は、循環システムというものは多種多様に各地域にあるので、それをそれぞれの地域に合ったものとして構築をし、地方創生に繋がなきゃいけない。資源循環、廃棄物管理の、基盤をもっと強化する必要があるだろう。さらに、国際資源循環、ということについても考え、この国の循環産業が海外展開できるようにということを考えないといけない、こんなことが挙げられていまして、それぞれの方向性に基づいて、しっかりと指標によって目標を示すということが書かれています。これは、第五次の循環計画のことなのですが、実は私は循環計画の第一次計画を作る時に、座長を務めて今の形を作り上げる基本を考えてきたわけですが、全体としては、循環型社会づくりのために掲げた目標というのが、着実に実行されてきていることはうれしいことです。

前回の国会では、五つほど少し関連する法律が成立しました。このうち、環境省が作り出したのは三つですが、経済産業省の方でお出しになっている法律もありまして五つほどありました。次に、それをご紹介したいのですが、まず「地球温暖化対策推進法」が改正されました。これはどういう改正かという、再生可能エネルギーの推進区域を作るってということが、各自治体でちゃんと決められるようになっていたのですが、単独の自治体だけじゃなくて複数の自治体が一緒になって計画づくり、推進区域づくりができるようにということで、その点についての付け加えるというのが今度の改正のポイントです。

もう一つは、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律というもので、長ったらしい名前の法律ですが、これは民間事業者の方にも、生物多様性の増進のための活動をしっかりやっていただかなきゃいけない。そして認定を受けた事業者さんに対しては、様々な法律上の規制を緩めるということも必要で、それをやりましょうとなった法律です。

環境省が出しました法律の3つ目は、資源循環促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律というものでして、これは、今までよりもっと、物の循環を進めていくために、高度な取組ができるような取組については、それを認定して規制を緩和しなきゃいけない、こういう法律です。この法律については、私は批判的でありまして、もうそもそもこの国の廃棄物処理法の構造があまりにも固すぎていて、全然現実にあってない。EUなどの考え方と違ってますね、一旦廃棄物になってしまったらもう絶対にそこで浮かび上がりも無い訳です。しかしEUの法律など見ますと、廃棄物とされているものでも、ちゃんと資源にできるものは資源にしていくという考えが明確に出ている。この事は、この国で既に循環型社会基本法の中に入ったものですが、廃棄物処理法が全然動かないものですから、やっぱり物をちょっとでも動かすとすぐ規制がかかるということですね。それを何とかしなきゃいけないので、高度化の事業だという認定を受ければ、規制を緩やかにしようという事です。部分的な手直し補修をやっても、すごく手間やお金がかかりますから事業者さんがそれで動いてくれるとは限らないわけです。こういう認定制度というのは、山のように廃棄物処理法の中にあるんですけど、余り動いてない。これむしろ本当に廃棄物という物の考え方を、根本的に考え直さないといかん言う事を言い続けたんですけども、さっぱり動きようがないので、今度のこの法律は、私はあまり希望を持ってないなって気がしてしょうがないんですけど、何とか今の廃棄物処理法じゃ駄目だと分かってきたことだけは、評価しようかなとも思います。

あと二つですが、二酸化炭素の貯留事業、これを法律で位置づけようということで、これは経済産業省がお出しになった法律なのですが、環境省にも関係があります。出てしまった二酸化炭素をしっかり集めてですね、海の底や何かにしっかり貯留するってことが必要だと。それをちゃんと事業としてやっていただくために、事業の許可制度を設ける。そのことから、関連する様々な規制をしていかなきゃいけないので、この法律ができました。これ実際に動かしていくときには、例えば海に物を流しちゃいけませんよと法律の関係が出てきますので、この点については環境省の所管の法律も今、部分的に整理し修正改正が行われてきています。

もう一つは、水素利用をちゃんと進めるためのもので、福岡県は既に水素利用で先行している訳ですが、すごく長い名前の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」です。要するに、水素をしっかりと、これから先エネルギー源として供給していくために、今のこういうものが、管理の仕組みがものすごく厳しいものですから、なかなかうまくいかない状況にあります。そこでちゃんと経済産業省とかお考えになって、法律の枠組みに合うような事業計画を持っておられる業者さんに対しては、その事業計画を認定して、その上で、規制についても、緩やかにしましょう。というような事が色々決められて、これはこれから先、ほんとに水素が使われるという時代で、必要な法律だと思いますので、いい法律ができたなと思っています。

それ以外のことも色々ございますけども、脱炭素社会、脱炭素地域づくりのための取組というのがどんどん今進んできていますけども、今特に、次に国連に出す目標をどうするかとかですね、それから、地球温暖化対策計画というのが国にあるんですが、それを見直していく必要がありますので、環境省と経済産業省の合同で検討会が、作業を始めておりまして、インターネットで見ますと、こういうところに出てくる資料がなかなか面白いものが多いですが、そういう作業が始まってきています。

それから、先ほど部長のごあいさつもありましたが、本当に暑くてしょうがないわけで、これに対してはやっぱり、対策を講じることによって、こんなに温暖化が進まないようにというのは、第一ですけども、そうは言っても現実に、もうこんな状態になっていますから、それに適応する、合わせるという事を考えなきゃいけないと言う訳で、気候変動への適応という重要な課題になっているんですね。例えば災害防止のような施策というようなものと、気候変動適応という事が繋がりますから、それを国では適応計画っていうのを作っているわけですが、その前提となる、これから先、どんな状況になるかという状況の評価をやる事になっていまして、来年度、その第三次の評価が出て参ります。そのための準備が現在進められてきています。今年8月には、適応法ができて5年経って、これまでどうであったかという事についての中間取りまとめも公表されていますけれども、対策がどういう効果を上げているかをしっかり見てゆくための方法が必要、確立しなきゃいけない。という事が言われて、実はその座長は今でもまだ私やっているわけですけども、なかなか難しいものでありますので、一生懸命専門家のお知恵を借りてやっている訳です。

それから、地域や民間企業が適応でしっかり取組をしていかないといけない。という事がこの中間取りまとめについても書かれているところです。さらに、今までお話しした事と深く関係があるんですけども、環境研究、環境技術開発については、国もしっかりと予算をつけて、研究を進めてもらっているわけですが、その研究どのように進めたらいいかということについての新しい計画が8月6日に、中央環境審議会から、環境大臣に答申として出ていまして、先ほど申しました環境基本計画のウェルビーイング、高い生活の質、そのことに繋がる経済社会システムを実現していくために、全体としては、環境のすべての領域に繋がる統合領域、気候変動の領域、資源循環の領域、自然との共生の領域、安全確保の領域、この五つの領域について、どういう社会を目指していく必要があるかという事を、まずは整理したうえで、研究課題についても設定していますので、大学の先生方で環境研究の予算を取りたいという方は、こういうのをしっかりお読みになって、これに載っているようなテーマで、研究計画をお出しになると、比較的通りやすいということがありますから、ぜひご覧いただきたいと思っておりますし、今言いました5領域のうちの4つの気候変動、資源循環、自然共生、安全確保、これは環境基本計画が環境政策の柱としても挙げているものと一致しています。

あと、3つほどあるのですが、一つはPFASです。これは、フッ素化合物ですが、非常に人の健康に有害で、がんの発生の危険性もあるということで今、問題になっていますけども、これについての対応をさらに進めなきゃいけないということで、これについての検討が、さらに進

められているところです。例えば、消火剤の中にも、このPFASが入っている訳です。ということがありますし、水質については暫定的な目標基準が今決まっているのですが、それが達成できていない地域がありますので、どうしたらいいかってことは議論されているところです。福岡県は幸いにも、基準超過しているところはなかったと思いますので、とりあえずは、ほっとしています。

それから窒素についても、今、世界的に大きな課題になっていまして、窒素が多すぎるという事が、色んな意味での問題を起こしていますので、国連でもこの問題は取り上げているわけですが、「持続可能な窒素管理に関する行動計画」というものが、この8月に政府によって作られまして、窒素を管理するという事になると、今までのように水の汚染の対策、大気汚染の対策となるとバラバラに考えては駄目ですね。さらにそれに踏まえて脱炭素とか資源循環、自然共生ということとも繋がる政策をしっかりと進めなきゃいけないということが言われるようになっていきます。窒素というものは、使われて出ていくわけです。それが水の中に入ったり、大気の中にふわふわ浮いていたり、いろんなところにあるわけですから、全体としてどうなっているかっていうことをしっかりと把握する必要があって、有効な対策を立てないといけません。例えばその下水の処理をすると、処理した後の汚泥が出るんですけども、こういうものを捨ててしまうとまたそこが発生源になる訳ですから、これをしっかりと肥料として使う方法はないのかなとか、あるいは、下水の処理運転をしっかりと上手にやることによって、盛んに問題になっていますように、海が綺麗になりすぎて魚や海苔が採れなくなってしまうという問題を解決していく必要があるので、大気汚染や水汚染の事ばかり考えるじゃなくて「自然と共生する」ということについても考えなければいけない、といったことが色々書かれておりました。これも丁度、第六次環境基本計画の考えである考え方を各論的にこういうようなテーマで実現していけば、こんなことになるんだというイメージをつかむにはいい計画ではないかなと思います。

最後になりましたが、溶存酸素、水の中に酸素がしっかりと溶け込んでいないと、生き物にとっては大変ですが、水だけじゃなくて、水の底ですね、底質というんですけども、泥が入っていたりする。こういうところの、海や湖の底の部分についての酸素についても、実は2016年に、環境基準を作る事になったんですね。ところがなかなか作業が進みませんで、響灘、周防灘、有明海が、国が基準を作るということになっているんですけど、まだ基準のあてはめができてないという状態です。東京湾、大阪湾、伊勢湾は今まで既に地域指定、流域指定をやっているんですけど、今回は、中央環境審議会でもようやく霞ヶ浦についての流域指定ができるようになったという事が報道されています。しかし、まだまだ福岡県に関係あるところについては、なかなか決まりませんので、これはやっぱり県としても、国が何もしてくれないなら、さっさと考えなきゃいけないということかもしれませんね。

というような、長くなりましたが、最近こんな動きがあるというご紹介をしたところでございます。さて、それでは、これまでの半年の間に当審議会総会から部会に決定をお願いすることとしていたことがございますのでそれについてご報告いただきたいと思っております。まず一つは水質測定の計画を作る事について伊藤水質部会長からご説明をいただきます。

(伊藤委員)

はい伊藤です。それではお手元の資料1をご覧ください。令和6年度水質測定計画の策定につきまして、ご報告をいたします。

水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域及び地下水の水質測定について、国の機関や市町村とともに、統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条に基づき、県が例年策定しているものでございます。今年度の水質測定計画の策定につきましては、令和6年1月17日開催の環境審議会にて諮問され、水質部会への付託を受け、同日に開催

しました水質部会において審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続きがとられ、配布資料のとおり同年、2月14日に答申がなされております。以上です。

(浅野会長)

はい。それでは、只今の報告について、ご質問ご意見がございますでしょうか。よろしゅうございますか。どういうことなのかというのは、前回の審議会でお話を申し上げましたので、繰り返しません。それではこの計画策定についての部会の決議について、ご了承いただきたいということでよろしゅうございますでしょうか。はい。ありがとうございます。

それではもう一つございまして、これも恒例のテーマでございまして、温泉法に基づいて土地の掘削、動力装置の許可申請について。本日は渡邊温泉部会長がいらっしゃいませんので、藤光委員から、ご説明いただきます。

(藤光委員)

はい。温泉部会の部会長代理を務めております藤光でございます。本日、渡邊温泉部会長がご欠席のため、部会長の指名に基づき、温泉部会の審議の結果と、それに基づく答申についてご報告いたします。なお個別の許可に関する審議内容につきましては、個人情報等を含みますので、温泉部会の会議は非公開で行っております。公開であります、この場でのご説明は申請件数と、審議の結果のみとさせていただきます。従いまして傍聴者の方々への配布資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載に留めておりますのでご了承のほどお願いいたします。委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取り扱いにはご注意くださいすようお願いいたします。

それでは資料2ですけれども、表紙をめくって1ページをご覧ください。令和6年1月29日に諮問がなされ会長から附託を受けました土地の掘削許可申請1件及び動力装置の許可申請1件につきまして、同年2月8日に温泉部会を開催し、審議いたしました。次に、2ページをご覧ください。審議の結果、許可に支障なしと議決いたしており、それに基づき、同年3月25日に答申がなされております。続きまして3ページをご覧ください。令和6年5月17日に諮問がなされ、会長から付託を受けました動力の装置の許可申請1件につきまして、同年6月25日に温泉部会を開催し、審議いたしました。次に、最後のページ4ページをご覧ください。

審議の結果、許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき、同年7月19日に答申がなされております。以上となります。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。それではこの3件ですね。部会での審議内容についてご説明いただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これについても部会の報告を了承したということにさせていただきます。

それでは部会の審議のご報告は以上になりますが、それぞれの報告についてまずお聞きをしたいと思っております。まず、「福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況について」ということで、事務局からご説明をいただきます。

(吉川課長)

環境保全課長の吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況につきまして、お手元の方の資料3の方をご覧ください。資料3の方の2枚めくっていただきまして、右下の方にですねスライ

下のページ数を書いておりますが、2ページの方をご覧いただきたいと思います。県の計画では、温室効果ガス排出量の削減目標としまして、国と同様に、2050年カーボンニュートラルの達成を目指しまして、2030年度に、2013年度比で46%削減するという目標を掲げております。また、各部門の進捗状況を確認するため、家庭や業務などの部門別の目標についても、ここに書いておりますとおり設定しているところでございます。

次に、スライド3ページをお願いします。こちらは本県における温室効果ガス排出量の推移を示したものとなります。最新のデータであります2021年度の排出量は、省エネ意識の高まりですとか、電力排出係数の低下などに伴いまして、4,240万トンと、基準年である2013年度から31.5%減少しました。順調に推移しているところでございます。1枚めくっていただきまして、スライド4ページの方には、エネルギーの消費量の推移を示しております。こちらも排出量同様、減少傾向にあります。直近の2021年度は、その前年度、2020年1月に始まりました新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいました経済、生活活動が回復したことなどにより、前年度から、2.9%増加ということになりました。これは国においても同様の傾向が見られているところでございます。

続きましてスライド5ページをご覧ください。こちらは本県の家庭部門における二酸化炭素排出量の推移を示したものになります。2021年度の1世帯当たりの排出量は、2013年度比52.9%減少と順調に推移しております。1枚めくっていただきまして、スライド6ページには、エネルギー消費量の推移を示しておりますが、2020年度は、新型コロナの蔓延防止に伴う、外出自粛要請への対応などにより、また、2021年度は、ここ3年間と比べ、夏暑くて冬寒いという傾向にあり、空調機器の使用頻度が増加したことなどによりまして、前年度から少しずつ増加という結果になっております。次のスライド7ページには、夏暑く冬寒いデータということで、冷房度日と暖房度日の推移を、参考情報として掲載しております。

スライド8ページをお願いします。こちらは本県の業務部門における二酸化炭素排出量の推移を示したものとなります。2021年度の事業所の床面積当たりの排出量は、2013年度比50.7%減少と順調に推移しております。スライド9ページの方には、エネルギー消費量の推移を示しておりますが、2021年度は、先ほどご説明しましたとおり、新型コロナからの経済回復等により、前年度から増加しているという結果になっております。

スライド10ページをお願いします。こちらは、本県の運輸部門の約9割を占めます自動車についての二酸化炭素排出量の推移を示したものになります。2021年度の1台当たりの排出量は、電動車の普及や車両本体の燃費改善などによりまして、2013年度比で19.4%減少と、順調に推移しております。参考としましてスライドの11ページと12ページに、ハイブリッド車とハイブリッド車以外の電動車の導入状況のデータを掲載しております。

スライド13ページをお願いします。こちらは本県における再生可能エネルギー発電設備導入容量の推移を示したものになります。2020年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量は、309万キロワットと、部門別目標の達成に向け、順調に推移しているところでございます。

続きまして、スライド14ページを、お願いします。こちらは、本県における一般廃棄物の排出量の推移を示したものになります。2022年度の総排出量は、169万4千トンと基準年度である、2018年度から4.2%減少し順調に推移しているところでございます。

次のスライド15ページからは、家庭、業務、運輸などの各部門における緩和策ですとか、適応策について、令和5年度県が取り組んできた施策の進捗状況を示したものになります。まず、令和5年度の緩和策としまして、スライドの15ページになりますが、家庭部門のまず②というところと、スライドのちょっと飛びまして18ページのエネルギー部門の③というところでもまた再掲しているものになりますけれども、15ページの方に戻っていただきまして、省エネ住宅の普及促進を図るために、新たにモデル事業として、ZEH基準を超える省エネ性能を有しま

して、電力販売契約 PPA により、太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅」というものの供給に要する費用の支援を行いました。また、次の 16 ページの業務部門につきましては、③のとおり、中小企業等への省エネ設備の導入補助を行いました。さらに 17 ページの運輸部門につきましては、①のとおり、県内物流事業者への FC トラック導入に要する費用の一部を支援しました。適応策としましては、ちょっと資料飛びまして、20 ページ最後のページになりますが、①の高温耐性品種であります、ぶなしめじ「福おおき 173 号」の開発ですとか、④の気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策強化のために、庁内体制を整備したことなどに取り組んでいるところでございます。気象庁の発表によりますと、今年の 7 月の日本の月平均気温は、統計を開始した 1898 年以降の 7 月として、最も高く、地球温暖化の進行に伴う記録的な高温が発生しやすくなっているという状況でございますので、今後とも、削減目標の達成に向け、緩和策にしっかり取り組むことはもちろん、気候変動の影響を防止・軽減する適応策にもしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。

それではただいまのご報告につきまして、ご質問なり、ご意見なり色々とおありかと思しますので、どうぞ遠慮なくご発言ください。いかがでしょうか。はい。それでは伊藤委員どうぞ。

(伊藤委員)

はい。いろいろ努力もされていて成果も上がっていると思うんですけども、部門によっては何か目標に、一気に近づいているけども、止まっているように見えるところもいくつかあったかと思うんですね。例えば業務部門の CO₂ の排出量ですね。それと気候の変動とかはいろんな要因によって、なかなか制御が難しい。変な話、どうしたらいいのか、ここから先、かなり苦労されるんじゃないかと思うんですね。あと、ほんの少しだけ、なかなかこう、有効な手段が打てないとかですね、目標を達成しなければいけないという、その義務感に迫られて、あまり無理なことをしなくてもいいように思います。例えばですね、今年みたいに暑くてですね、それよりエネルギーを節約するために、冷房を抑制してくださいとかですね、言いにくいですがね。だから、そろそろ変換点みたいところがあって、先ほど最後の地球温暖化防止とかですね、防止ってやるとすごくこう、かなりきつくなるので、緩和とかですね。先ほどちょっと浅野委員長からもあったんですけど、適応とかですね。ただ減らすためにじゃなくて、そういった面の検討も、少し加えていくような地球温暖化防止対策って言いますか、そういう面も、少し出していただけたいなと思いますけれども、特に具体的な指摘はないですけども、何かちょっと方向を変えるような施策があれば教えてください。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。ただいまご意見がありました、何か事務局、今のご意見に対してお答えがありますか。

(吉川課長)

はい。実際、今、いろいろな取組を進めてきている中で、少しずつ排出量の削減というのには、結果も出てきているところではあろうかと思ひます。ただ、今までの従来の取組を、確か

に繰り返すだけでは、かなり限界に近づいてきているというふうには考えてきております。国の方でもいろいろな取組をまた提案というか、考えてくるとは思いますけれども、それに合わせまして県の方としましても、いろいろ次の計画に向けて、どんな取組をしていった方がより効果があるのかとか、そういったところも含めて、また随時検討を進めていきたいというふうに考えます。

(浅野会長)

はい。こんなに暑いのに省エネのために、クーラーを使うのをやめましょうよ、みたいなことを言うのはですね現実的じゃないですね。だけど、もし10年選手ぐらい、15年選手ぐらいのエアコンを使ってらっしゃる方があったら、何とか、買い替えていただいたら、全然電気の使用量が違いますよね。なんかそのために支援をするみたいなことも考えられないものでしょうかね。変えようって言ったって、うちはお金がないから無理ですよという方に何とか頑張っていていただく、そんな事を考えていかなきゃいかんのじゃないかと。つまり使うなでなくて、使わなきゃいけないにしても、同じクーラー使ってみても全然電気の使用量が違う。新しい機種にすれば、電気代も随分安くてすみますよね。そんなふうをお願いをするという事が必要ですかね。というようなことを今のご発言を聞きながら思ったんですけどね。こういうのは、やはり民生部門ですから、経済産業省じゃなくて、環境省の施策もあろうかと思うんですけど。そんなことをちょっと思いましたが。せっかく今日は、経済産業省から、来ていただいていますので、何かご発言がございましたら。どうぞ。太田委員。

(太田委員)

資源エネルギー環境部長の太田でございます。先ほど、長い名前の法律のですね、改正とかですね、新設とかやっております、私達でもですね、いろんな法律を勉強するのが、非常に大変な時代だなどというふうに思っております。経済産業だけでなく、環境とのですね、両立を図って、今、取り組んでいるところでございますけれども、大企業を中心にですね、いろんな資源環境の適用っていうのはできていると思うんですけども、やはり体力のない中小企業とか、そういったところでですね、こういった制度を、普及啓発としていくというところも、持続可能な取組として重要じゃないかと思っております。中小企業とかですね、いろんな賃上げとかで大変な時代でございますけれども、そういったところに、今後、環境に関して協力してもらおうとか、そういったところを私どもいろんなセミナーとか、そういったところでですね、制度の説明をしているところでございまして、今後そういった取組を進めて行きたいと思っておりますので、福岡県の皆さんと連携してですね、やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

(浅野会長)

どうもありがとうございます。ほんとに中小企業対策、大変だと思いますけど、是非国と県が協力できるところは協力していただきたいと思っております。どうぞ何かご意見を。どうぞ、高橋委員。

(高橋委員)

県議会議員の高橋でございます。私も議員として、今は、福岡県議会の中で、環境部の皆様と色々な一般質問とか、いろんな質問をしているが、非常に様々な施策をとおして努力をされているなどと思っております。そうしたなか、このエネルギーの消費量の推移等々見させていただいた結果、やはり一目瞭然なのが、コロナの時に、いろんな経済活動だったり、色んな人

たちの生活が、制限された時期ってというのは、エネルギーが使われていないってことがこのマクロ的な数字でこう分かっています。そうした中で今から目標値を達成していく中で、そのCO₂の削減は、もちろんそのグリーントランスフォーメーションだったり、様々なテクノロジーの進化が必要な一方で実際にその施策だけじゃなくて、社会全体の動きっていうのを少し変えていく必要があるのかなぁと思っています。例えば、今回、甲子園の野球の時間が変わっているんですね。真昼間の随分暑い時間帯にこんな暑さではできないという事で、時間の制限がかかっているように、義務教育の部分であったり、我々の働く時間であったり、そういった社会の、今まで、この時間で働くっていうと、その時間などを変えていくような、そういった制度を変えていくような、声を上げていくというのは一つあるのかなと思っています。今すぐできるような話じゃないんですけども、そういった考え方もあるのかなと、ちょっと聞きながら思っております。意見でございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。昔から、暑い国には、お昼寝の習慣っていうものがありました。昼の12時から2時までには仕事しないということでした。ほんとうにこの暑さの中ではそういう事をやらなきゃいけない時代になるかも知れませんね。

どうぞ、ご遠慮なく、このテーマどなたでもご発言可能なテーマですので。ご発言がございませんか。はい、どうぞ。森本委員。

(森本委員)

はい。19ページの③の環境教育副読本ですけども、県では、みんなの環境という環境教育副読本を2種類と、それから地球温暖化対策のワークブックを3種ぐらいですかね。それだけでも5種類ほど出しておられます。中身が非常にいいと思うんですね。例えば、今の熱中症の事も書いてあって、自分事としてとらえられるような中身がちゃんとあるんですね、いい副読本だなと思いますけども、温暖化対策のワークブックが電子版しかないんですね。紙版がない。それで、みんなの環境は紙版があって、先ほど、ここにも2万8000部、配ったと書いてありますけども、温暖化対策ワークブックについては電子版しかないということは、県下の小中学生の皆さんが、全部タブレットでこういう学習をしていらっしゃるのかということですね。全員分のタブレットがあるとはちょっと私も分からないんですけども、もしタブレットがなかったらこのような電子的な副読本を見る機会が少ないなと思うんですけども、電子版しかなくてタブレットがない場合は、どのような取組をされているのかと思いました。

(浅野会長)

ありがとうございます。お答えはいかがですか。

(吉川課長)

はい。環境副読本につきましては、今、ご指摘がございましたとおり、パンフレットという事で冊子にして、各小学校にお配りしているという状態ですけども、この地球温暖化のワークブックにつきましては、基本的には使われ方としては、学校の先生がこういうワークブックありますよと、で、ここの必要な部分だけ使いたいところだけをちょっと抜き出して、印刷して使っていただくというのを想定して当初作ったものになります。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。

(森本委員)

はい。わかりました。それで、内容も非常にいいと思うんですけども、普遍的な知識であればですね今ネットで誰でも見られるんですよ。それでやっぱり、例えばお米でしたら元気つくしの次に、高温に適した何かを作って、何とかみのりですかね、作ってる何かですね、やっぱり福岡県に特化したような情報もですね、福岡県を誇りとできるような情報も、ぜひこれからも載せていただきたいと思います。

(浅野会長)

はい。まったく同感ですね。どうぞ、加筆できる部分は加筆してください。
どうぞ他にございませんか。はい。渡辺委員。

(渡辺委員)

1点質問なんですけど19ページ、今のページと一緒に④の人工林を自然林にという事で事業実績等に書かれている、強度間伐というのは一体何なのかっていうのを、ちょっと教えて下さい。

(浅野会長)

単純な質問ですが、これは担当今日いらしてますか。

(吉川課長)

すみません。この強度間伐につきましては、詳細がわかりませんので、確認させていただいて、また改めてご報告させていただきたいと思います。

強度間伐については、以下の内容を後日報告済み。

「強度間伐とは、森林整備において、間伐率をより高く設定した間伐のことを言います。」

(浅野会長)

はい。ということで。そうですね、担当の部局から情報を得て、またお知らせを頂きたいと思います。

渡辺委員、何か他に関連して。よろしいですか。柳瀬委員どうぞ。

(柳瀬委員)

2点ほど、教えてほしいんですけど。まず10ページの運輸部門のCO₂の排出量ですけど、2024年問題で、いわゆるドライバーの運転の時間ですとか、そういうふうなものが出てきてると思うんですけども、そういうふうなことによって、このいわゆる運輸部門のCO₂排出量が、今後どれぐらい下がりそうかというところの、もし何か予想とか、そういうふうな知見がありましたら教えていただきたいのが1点。

それからもう1点は、13ページですけども、13ページの再生可能エネルギーの中で、バイオマスが増えているんですけども、このバイオマスの福岡県内の施設とか、その規模を、もしご存じでしたら教えていただきたい。以上です。

(浅野会長)

はい。それでは2点。担当からお答えいただけますでしょうか。

(吉川課長)

はい。まず 10 ページの CO₂ の自動車から排出される CO₂ の今後の見込みですけれども、ちょっと具体的にどこまでというのは、まだはっきりは分からない部分ではあります。ただ、今のままのこのペースで減っていけば、ここに書いております、削減目標の、2030 年で 37%これには、達するぐらいのペースでは減っていくだろうと。

(浅野会長)

要するに、ドライバー問題がね、どう影響するかについて考えているかという質問です。

(吉川課長)

すみません。失礼しました。はい。2024 年問題についてはですね、ちょっとこの中ではまだ推定ができていません。すみません。

それと、もう一つ、質問いただきました 13 ページの再生可能エネルギーのバイオマスの施設数ですとか内訳ですけども、ちょっと今手元に数値がございませんので、こちらの方確認して、またご連絡させていただきたいと思います。

(浅野会長)

はい。増えてはいないというふうに考えていいんですね。

(吉川課長)

はい。そうですね。実際に最近増えてるのは、もう太陽光がメインでバイオマスですとかそういったところは、ここ 1、2 年は増えてない状況になります。

(浅野会長)

注意していただきたいのは、太陽光は増えているように見えても、これは設備容量ですからね。夜中は機能しませんから。実際にその設備がどのぐらい稼働しているかというともっと数字が下になってしまうということです。だからこれがうんと増えたから、それだけ下がっているというふうにはいえない。

バイオマスの方はとにかく物さえ放り込めば電気が出ますからいいんですけど。太陽は光ですね、風力についても風が止まったらダメ。大体、太陽光がどのくらい稼働してるかって、経験的には数値が把握できてますから、実質このくらいだというのが、やろうと思えばできなくはないんだろうと思います。

(吉川課長)

すみません、少しだけデータが分かりました。再生可能エネルギーの発電の分なんですけれども、バイオマスの方がですね、施設は分かりませんが、令和 2 年度末で約 31 万キロワットだったものが、令和 3 年度で 50 万キロワット、それで令和 4 年度は 3 年度とほぼ変わらず、50 万キロワットというぐらいの数字で、今、変化しております。

(浅野会長)

よろしいですか。他にございませんか。それでは、特にご質問ないようですので、これについて、またお気づきのことがありましたらどうぞ事務局に直接お問い合わせください。

では続きまして次のご報告でございますが、福岡県のアライグマ防除実施計画ができましたので、これについてご説明をいただきます。

(藤野課長)

自然環境課長の藤野でございます。私の方から、アライグマ防除実施計画についてご説明させていただきます。資料につきましては、お手元配布資料の資料4、その他の報告、福岡県アライグマ防除実施計画について、修正版に従ってご説明いたします。修正版ってというのは、事前配付資料から、分かりやすいように修正して加えたものですので、内容自体は変更ございません。座って説明いたします。

表紙をめくっていただいたところの本文1.経緯でございます。令和5年4月、改正外来生物法が施行され、特定外来生物の防除に関して新たに都道府県や市町村等の役割が規定されました。これを受けまして、令和5年6月に、動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を立ち上げました。特定外来生物の種ごとの防除の緊急度を検討いたしました。同委員会の意見を受け、県では、優先防除対象種をアライグマと選定し、令和6年3月に福岡県アライグマ防除実施計画を策定したところでございます。この委員会から、計画の策定につきまして、本日ご出席の伊澤委員に、多大なるご尽力いただきましたことを感謝申し上げます。今後は、本計画に基づいて、県市町村、地域が一体となって、防除実施体制を構築し、計画的、効果的及び継続的な防除を実施して参ります。なお、計画についてはこの資料の最後のところになりますが、添付しております。

2. アライグマ防除実施計画の主な内容でございます。まず、(1) 計画策定の目的と背景でございます。本県では、平成16年度の初確認以来、令和4年度までの間に累計50市町村で、生息が確認されております。裏面の一番下の【参考】令和3年度末の生息状況推定メッシュ図をご覧ください。那珂川市や嘉麻市を中心として高密度分布が見て取れる他、県全体に分布が広がっている様子をご覧ください。本資料は市町村から提出を受けた令和3年度までの有害鳥獣捕獲等の報告を基に作成しております。そのため、この図において白地地域になっている地域についても報告が無かっただけで、必ずしも生息数がゼロというわけではありません。そういう意味合いにおいて参考としております。また、仮にアライグマが生息していないとしても、本県における捕獲頭数と、発見市町村数の拡大状況を踏まえると、生息または侵入の恐れがあると考えております。

再び元の2の(1)にお戻りください。下線を付しておりますが、農作物被害や生活環境被害は、年を追うごとに増加傾向にあり、人獣共通感染症の媒介も懸念される場所です。(2) 計画の目的と目標でございます。本計画の目的は、アライグマによる生態系、農作物及び生活環境に係る被害の軽減と、分布域の拡大防止でございます。目標については、最終的には本県における野外からの完全排除を目標としておりますが、防除従事者が不足している現状を踏まえ、本計画期間中の捕獲体制の確立と生息数の低下を目指すこととしております。(3) 防除を行う区域でございます。本計画の対象区域は福岡県全域としております。(4) 計画期間でございます。本計画の期間は令和6年3月25日から令和11年3月31日までの5年間。資料裏面に移りまして、(5) 防除の一部を担う市町村(計画参加市町村)でございます。計画に参加されている市町村は、県内60市町村中、38市町村となっております。計画に参加されていない市町村については、今後本計画への参加を呼び掛けていく予定にしております。(6) 防除の内容でございます。原則として、箱わなを用いて捕獲し、適切に処分することとしております。(7) 実施体制につきましては、県、市町村、防除従事者、地域住民と、それぞれの役割を明示して、連携して、アライグマ防除を進めていくこととしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

それではこれにつきましては、委員会の座長をお勤め頂きました、伊澤先生から何か補足的にご説明ございましたら。

(伊澤委員)

アライグマはやはり非常に深刻な状況にありまして、農作物被害だけでなく、自然環境への被害も随分報告されております。福岡県が実施計画を作られてスタートされたというところが今の状態で、それはとてもよかったのですが、本当に動かし始めると、現場の方からはいろいろなご意見がありまして、次の段階としては、その具体的なことをどんどんクリアしていかないといけないと思います。

その捕獲した個体の処分をどうするかということも、ご意見としてあります。あと、県境の地域では、「自分のところで捕っても大分県から入って来るし」とか、そういうことをおっしゃる方もあります。また、普及啓発を県の方で計画はされて、実施もされてますけれども、やっぱりアライグマとタヌキの区別がついていないとか、アライグマがいたという写真を見せてもらったら、実はテンだったとかですね、いろいろな課題がまだまだあるので、これから細かいところの詰めをしていかないと、進まないと現在思っております。以上です。ありがとうございます。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。このアライグマ防除実施計画について、ご質問なりご意見なりございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

はい。どうぞ。

(高取委員)

はい。ありがとうございました。大変重要な計画を進められていらっしゃることに存じます。先ほども少しお話がありましたけれども、大分県からですとか、県を跨いでの影響把握といったところも重要になってくるかと思ひまして、例えば広域的なそのデータの連携ですとかといったところも今後、検討されていかれるといいのではないかと思うんですが、もし今考えていらっしゃることで進められていらっしゃるごことがありましたらお伺いできたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。では事務局どうぞ。

(藤野課長)

はい。ありがとうございます。具体的な県境を超えた取組というのは、まだ具体化したというわけではないのですが、行政の担当課長会議であるとか、そういった場合において、まず、福岡県は防除実施計画を策定しましたというご説明をさせていただいて、これからもアライグマ等、特定外来種生物の防除については、連携が必要であることを確認して、情報交換をしている状況でございます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。それじゃ、河邊委員どうぞ。

(河邊委員)

はい。河邊でございます。このアライグマが、なぜこれだけ増えたのかって言うのは、すみ

ません。テレビで見聞きした情報なんですけど、テレビアニメでアライグマの人気が増えて、輸入されてるっていう話は本当なんですか。

(伊澤委員)

それは、あると思います。テレビのアニメを見ると可愛いですけども、飼うと、すごく力も強くて大きくなる動物です。動物園の方々に聞いても、アライグマの持ち込みは結構あったり、動物園に捨てられていたりします。それで一旦野外に出ると、非常に繁殖力が強くて適応力も強い動物なのです。さらに、手先も器用で、他の在来の動物よりも、うまく環境を利用して増えていける動物なので、あっという間に広がってしまったというのが現実だと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

(河邊委員)

ありがとうございます。小倉北区の三萩野の辺りというのは、実はハクビシンが出たりするんですよ。ハクビシンも外来生物ですよ。こういう、ペットとして、もともと入ってきた動物が野放しになって、こういう環境問題、日本の生態系を壊すような事になってくる危険があるわけで、輸入業者なんかに一定の税金をかけて、そこに責任を持たせるとかできないものなんですか。

(浅野会長)

はい。じゃあ、事務局どうぞ。

(藤野課長)

はい。ありがとうございます。まず、特定外来生物については、輸入はできない。法規制で罰則等が設けられております。それから、してはいけない、ない、ない、ないという3つのフレーズがあるわけですが、外来生物を入れない、それから捨てない、広げない、これは養殖とかそういう意味ですね。そういったことをしてはいけない。それぞれについて、法に基づいた罰則等があるので、原則として特定外来生物が今後、法を逸脱すれば別ですが、入り込む余地が少なく、それから譲渡もできませんので、そういった可能性はなくなるかと思えます。

ただ、現在すでに定着している分については、先ほど伊澤委員からご指摘ございましたように、繁殖力が非常に強うございますので、そこら辺は、私どもで立てた計画に従って防除を進めていくことが必要だと思います。

(浅野会長)

これからのことについて言うと、もうすでに特定外来生物つという事で指定されれば、法規制の管理ですね。だけど、全くまだ規制のない、全く新しい物が持ち込まれると大変ですね。

(伊澤委員)

よろしいですか。ちょっと今引っかけたんですけど、ハクビシンっておっしゃいましたよね。九州にはハクビシンはまだ入ってないはずですよ。本当にハクビシンだったらちょっと大事なので、確認していただければと思います。写真とかありましたら。

(河邊委員)

確認してみます。街中の商店街で見たという方がおりました。

(伊澤委員)

できれば、カメラで写真を撮っていただけていいと思います。確認していただいて、もし本当にそうハクビシンだったら、初記録ですから早急に対応しなきゃいけないなあと思っております。ありがとうございました。

(浅野会長)

じゃあ。事務局。

(藤野課長)

はい。配布資料の計画の方の18ページをご覧ください。今、伊澤委員からご説明ありましたとおり、ハクビシンについては、県内未定着ということで、顔の模様とかいうのが分かりやすいのですが、全身でいうと、なかなか判別しにくいという事情もありますので、泥とか付いていたりするとそれこそ、模様とかも分からないので、なかなか見分けがつかないというところがあるかと思います。

私どもが駆除業者の方と情報交換した段階では、大体、ハクビシンとして報告があって、捕まえに行ったらアナグマであった、というようなケースが多いというふう聞いております。

(浅野会長)

はい。でも重要な情報ですから、ぜひ、写真を撮っていただいて専門家に見てもらおうようお願いいたしますね。

他にございませんか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。池山委員

(池山委員)

ちょっと本題から外れるかも分かりませんが、この度、令和6年度ですけれども、福岡県の環境部の環境政策課が表彰されたんです。小学生の皆さんとかに使っていただいている「みんなの環境」という環境教育副読本なんですけど、それと、教員用の資料を合わせて、消費者教育教材として非常に優秀であったということで、表彰を受けましたので、皆さんにご紹介したいと思ひまして、お伝えしました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。次のテーマとの関連もありますので、また今の点については後でお願いいたします。

他にございませんか。よろしゅうございましょうか。

それでは、アライグマなかなか対策大変ですけども、実施計画ができて、これから取組が始まるということについてどうぞ皆さん、ご理解いただければと思います。ありがとうございました。

それでは次に、報告の最後になりました今年度の環境部の施策について、主要施策、事業についてのご説明をいただきます。

(船津課長)

環境政策課長の船津でございます。私からは、令和6年度、環境部主要事業についてご説明差し上げます。説明の方、失礼しまして、座らせてさせていただきます。

お手元の資料、資料5をご覧ください。資料の作りといたしましてはスライドを2UPで作っておりますので、ページ数のご案内はですね、スライドごと、右下に番号を振っております。その番号で、ご案内させていただきたいと思ひます。

それでは早速ですけど、1ページをお願いいたします。令和6年度、環境部主要事業につきましては、1から13までの事業をそこに掲げております。1のアジア自治体環境協力推進費から順にご説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。アジア自治体間環境協力推進事業、予算額は3,180万円余でございます。この事業は、(1)の国際環境人材育成研修、(2)の国際環境協力事業、(3)のバンコク都におけるごみ減量化支援事業の3つで構成をされております。友好提携地域等の環境問題の解決のため、本県の環境技術やノウハウ等を活用し、国際協力事業を行うものとなっております。

新規事業の項目でございます(3)のバンコク都におけるごみ減量化支援事業では、ごみの減量化について、バンコク都が行う住民意識啓発への支援、これは、バンコク都の住民のみなさんへのですね。また再資源化の仕組みづくりに関する技術指導を実施して参ります。

資料3ページをお願いいたします。下の段になります。太陽光発電設備等共同購入推進事業、予算額といたしましては670万円余でございます。この事業は、スケールメリットにより、太陽光発電施設等の購入費用が低減する仕組みを構築し、家庭や、企業における太陽光発電設備の導入促進を図るものとなっております。太陽光発電設備等の購入希望者を募りまして、施工事業者の選定や施工管理を行う、実施事業者を公募、選定の上、事業に関する広報を実施いたしまして、協定を締結した実施事業者が、共同購入により、太陽光発電設備等の購入価格を低減し、住宅等への導入を促進するものです。

続きまして4ページをお願いいたします。福岡カーボンクレジット活用推進事業でございます。予算額は1,210万円余でございます。この事業は、国が認証いたします、J-クレジット制度により、家庭等の二酸化炭素排出削減量の取引を行いまして、その収益を県有施設への植林など、地球温暖化対策に資する取組に活用いたしまして、脱炭素型ライフスタイルの意識醸成を図るものとなっております。太陽光発電設備を導入した家庭等を対象に、福岡カーボンクレジット倶楽部への参加者を募集し、参加者の二酸化炭素の排出削減量を集約し、国の認証を受けましたクレジットとして、公募等で販売を行ってまいります。

続きまして5ページ、下の段をお願いします。県有施設再エネ・省エネ推進事業、予算額は、各財産管理課で計上しております7億2,100万円余。環境保全課計上分といたしまして、3億7,600万円余でございます。この事業は、2050年、カーボンニュートラルの目標を達成するため、福岡県環境保全実行計画に基づき、県有設備への太陽光発電設備の導入を進めるものがございます。(1)の環境省の地域脱炭素、再エネ推進交付金を活用した太陽光発電設備の導入につきましては引き続き実施をいたしまして、令和6年度は35施設で設計・施工の見込みでございます。(2)の総務省の、脱炭素化推進事業債を活用した県有施設への太陽光発電設備導入では設計・施工一括発注方式により、32の県有施設での整備を実施して参ります。

続きまして6ページをお願いいたします。騒音・振動規制区域図デジタル化事業でございます。予算額は1,190万円余でございます。この事業は、騒音規制法、振動規制法に基づく、規制区域図を地理情報システム(GIS)を利用いたしまして、デジタル化しまして、WEB上で公開するものとなっております。これまで県又は市町村の窓口において、確認する必要がございましたが、規制区域図をWEB上で確認可能とすることによりまして、県民、また事業者さんの利便性の向上を図るとともに、事務の効率化を図る事としております。

続きまして7ページ下の段をお願いします。AI技術を活用した大気汚染予測情報発信事業、予算額は1,350万円余でございます。この事業は、県保健環境研究所が開発をいたしましたAI技術を活用した大気汚染予測システムを用いまして、大気汚染物質の濃度予測シミュレーションを行い、その予測結果を大気汚染予報として、広く県民・事業者さんにWeb公開・SNS配信するものとなっております。(1)のAI技術を活用した大気汚染予測システムの運用及び予測精度の向上では、大気汚染予測システムにAIプログラムを導入いたしまして、予測精度の向上を図

って参ります。(2)のSNSの自動配信など、情報発信システムの構築では、大気汚染予測システムによる大気汚染物質の、濃度予測結果を大気汚染予報といたしまして、自動的にWEB公開・SNS配信するシステムを構築し運用して参ります。大気汚染物質濃度予測シミュレーションを、都道府県独自に実施をいたします。そして、3日先までの予測結果を常時公表するというのは福岡県が全国初の取組となっております。

8ページをお願いします。市町村におけるプラスチック分別収集・再資源化支援事業、予算額は1,790万円余でございます。この事業は、プラスチック資源循環法により、市町村の努力義務とされた製品プラスチックの再資源化について、複数市町村が連携した実施体制を構築し、県内市町村による、プラスチック資源循環の取組を促進するものでございます。(1)の分別収集、再資源化実証に関する市町村への補助は、製品プラスチックの分別収集、中間処理、再資源化までの一連の工程の実証に要する経費を補助するものとなっております。(2)の再資源化体制構築に向けた検討支援は、複数市町村、民間事業者とともに検討会を設置いたしまして、製品プラスチックの中間処理・再資源化を実施する体制の検討を支援するものでございます。

続きまして9ページ、下の段をお願いします。先進的プラスチック代替製品開発支援事業、予算額は1,540万余でございます。この事業は、バイオプラスチック等を活用いたしました先進的なプラスチック代替製品の開発を支援し、製品の種類を増やすことにより、石油由来のプラスチックの使用削減につなげるものでございます。県内中小企業が取り組む先進的なプラスチック代替製品の開発に要する経費を、補助上限額を500万円、補助率を2分の1以内で補助するものとなっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。この事業、冒頭の部長の挨拶でもご紹介をさせていただきました事業となっておりますが、使用済EVバッテリー資源循環モデル構築事業、予算額は1,450万余でございます。この事業は、今後急速な増加が見込まれます、使用済EVバッテリーの資源循環システムを全国に先駆けまして、構築するものでございます。自動車メーカー、金属リサイクル業者等で構成をいたします「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡」(愛称:GBNet福岡)と申しますけれども、これを7月2日に設置をいたしまして、使用済みEVバッテリーの回収、リユース、リサイクル、再製造の一連の工程で取り組むことで、資源循環の福岡モデルを構築を目指してまいります。

続きまして11ページをお願いいたします。下の段になってございます。浄化槽整備促進事業。予算額は、4億9,000万円余でございます。この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、計画的な浄化槽の整備を図るものでございます。浄化槽設置を推進する市町村への助成等では、個人設置型浄化槽の整備促進として、各家庭が行う浄化槽設置に対する補助や市町村設置型浄化槽の整備促進といたしましては、市町村が行う浄化槽設置に対する補助を進めて参ります。個人設置型におきましては、単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を行う場合には、浄化槽設置費に加えまして、従来ありました、単独浄化槽、また、汲み取り便槽の撤去費及び配管費の補助を行い合併処理浄化槽への転換を推進して参ります。本県における汚水処理人口普及率の推移は、表に示しておりますように、毎年増加をしております。なおですね、表中の令和5年度の浄化槽整備補助基数につきましては、資料作成時点ではちょっと見込みの数字しかございませんでしたが、確定値が出ておりますので、ご案内をさせていただきます。令和5年度ですね、浄化槽の整備補助基数でございますが、今2,626のところ、2,181、2,181基が確定値となっております。それに伴いまして、合計も変わりまして、合計が1万1,985基、1万1,985基となっております。

続きまして12ページをお願いいたします。海岸漂着ごみ・クリーンアップ大作戦、予算額は1,960万円余でございます。この事業の目的は、海岸漂着ごみの約8割は、陸域から発生していると言われており、また風や海流によって、拡散する性質があることから、広域で海岸清掃

等を行うことにより、県民の海の環境保全やプラスチックごみ削減への意識を高めるものでございます。(1) 日韓海峡沿岸8県市道による海岸漂着ごみ一斉清掃では、日韓海峡沿岸8市道による海岸一斉清掃を実施することにより、海の環境美化に対する意識啓発を実施するものでございます。(2) のビーチクリーニング大会の開催及びアート作成では、県内3箇所、地域住民を中心といたしました、ビーチクリーニング大会の開催、啓発動画の作成、漂着ごみを使ったアートを作成するワークショップの開催及びそのイベントでの展示を行うものでございます。

続きまして、13ページをお願いします。下の段になってございます。生物多様性に関するワンヘルス教育推進事業、予算額は670万円余でございます。この事業は、ワンヘルスの取組の一つでございます生物多様性の保全をテーマに、屋外ワンヘルス体験学習・研究ゾーンを活用いたしまして、ワンヘルス教育プログラムを策定し、小学生に自然との触れ合いの中で、生物多様性に関する理解を深めてもらうものとなっております。(1) の生物多様性に関するワンヘルス教育プログラムの作成では、生物多様性に関するワンヘルス教育検討委員会を設置いたしまして、教育プログラムを作成するものでございます。(2) の教育プログラムの教育効果を高める教材の作成では、教育プログラムの実施に際し、解説動画など使用する教材を作成するものでございます。(3) の教育プログラムを活用するための研修会の開催では、県保健環境研究所研究員を講師といたしまして、みやま市の小学校職員を対象に研修会を行うものでございます。

最後14ページをお願いいたします。特定外来生物対策事業、予算額は3,060万円余でございます。この事業は、令和6年3月に策定いたしました福岡県アライグマ防除実施計画に基づき、県、市町村、地域が一体となったアライグマの捕獲体制を整備するとともに、捕獲情報分析システムの構築により、効果的な捕獲の推進を図るものでございます。(1) 県・市町村・地域が一体となったアライグマ捕獲の推進では、①のアライグマ専用捕獲器の無償貸与や、②の捕獲個体の処分体制の整備を行って参ります。(2) のアライグマ捕獲情報分析システムの構築では、農林水産部と連携をいたしまして、捕獲情報基に生息密度や、捕獲を重点的に行う地域等を分析するための電子地図システムを構築するものでございます。(3) のアライグマ防除講習会の開催等では、県内4地区で、各2回講習会を実施いたしまして、防除従事者を育成するものでございます。(4) の特定外来生物防除対策検討委員会の開催等では、アライグマを含む、特定外来生物対策を検討して参ります。

以上が令和6年度環境部主要事業でございます。説明は以上でございます。

(浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。いろいろと意欲的な新規の事業が盛り込まれたご報告でございました。

どうぞ、ご質問でも、ご意見でも結構です。お出しくださいませでしょうか。岩熊委員どうぞ。

(岩熊委員)

はい。岩熊です。特定外来生物対策事業で、先ほどのアライグマ防除実施計画にも関係してきますが、啓発に対する費用は、ついでいるのでしょうか。計画の13ページにも普及啓発を進めていくようになっておりますが、この予算的はワンヘルスの部分からのものになるのでしょうか。

(浅野会長)

はい。事務局どうぞ。

(藤野課長)

はい。自然環境課でございます。これは新規事業を掲載しておりますので、昨年度から行っている事業につきましては、引き続きということで、掲載しておりません。今年度の予算額については失念しておりますが、着実に予算化しております。

(浅野会長)

はい。予算はあるそうです。

はい。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。はい。

(後藤委員)

はい。後藤です。すごいなと、感心したというか、驚いたのが、使用済EVバッテリー資源循環モデルの計画ですね。これ福岡モデルと言われてましたけど、これが本当にうまくいくと世界から注目されるような動きになるなと思って、このニュース知らなかったの、ちょっと今日びっくりしました。バッテリー製造までこのシステムに組み込むということで、そうすると福岡がEVバッテリーの製造拠点の一つになる、という可能性もあるという事ですかね。すごい夢のある話だなと感じました。感想です。

(浅野会長)

はい。ありがとうございます。事務局からは。

(高倉課長補佐)

はい。循環型社会推進課、課長補佐の高倉でございます。ご注目をいただきましてありがとうございます。

7月2日にですね、福岡に拠点がございます、トヨタ九州様、日産様をはじめとするカーメーカーや、県外ですけれどもバッテリーを作っている企業様、それからバッテリーの診断ができる企業様や、金属リサイクルをしていただく企業様と、この図にある各工程を担っていただけるような、企業様にご参加をいただきまして、組織を7月に立ち上げたところでございます。我々この組織を動かして事業をやっていく上です、自動車産業というのは、福岡県の重要な基幹産業でございますので、環境部とそれから商工部にも一緒に連携して加わっていただきまして、将来的にはですね、バッテリーの製造であるとか、電動車の製造拠点化ということも目指して、まずは、福岡モデルを作っていきたいと考えております。ありがとうございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。これまでの取組は、自動車のバッテリーは、外してもまだ使えない訳ではないので、それを集めて、もう一回再利用しようというような取組は、あちこちでも既に始まっていますけれども、根本的に資源循環モデルとして考える、非常に意欲的だと思います。渡辺委員どうぞ。

(渡辺委員)

12ページの、海岸漂着ごみ・クリーンアップ大作戦事業、ということなんですけど、ここに、陸域から8割発生するって書いてあるのに、そもそも海で、県民に対してやるという意味であれば、海でやるよりかは、川、或いは、その川に出す前のごみをどう減らしていくかっていうことをもう少しうまく、県民に伝えなきゃ、海で集めても、ほぼ意味ないと思ってるんです。やること自体は悪いことじゃないと思いますよ。ただ、発生源対策ってことでいく

と、陸域から出る川、或いはそのもっと手前、ということをやうまくこの事業に組み合わせないと、集めること自体私否定はしません。ただ、いいことやっているわりに、何というかごみを消すことに永久に繋がらないんじゃないかなってという気がするんですけど、いかがでしょうか。

(浅野会長)

はい。大事なご指摘ではありますね。海岸のクリーンアップそのものを否定しておられる訳ではないんですけども、発生源対策という事を考えてもらえれば、もう一工夫あるんじゃないかという事ですね。これあの例えば、福岡県内の北の海岸地域で、同じような議論をしていますね。いったいどこからくるのかって調べてみて、大体福岡市から流れ出たのはこの辺りとかですね、そのことまで全部分かるとまた発生源を抑えるというような話になると思いますが、今のだとこれ自体を否定してるわけじゃなくて、もっと、そののこのところについても何か考えなきゃいけないんじゃないかというお話ですがいかがでしょうか。

(堺課長補佐)

ありがとうございます。廃棄物対策課の堺と申します。委員ご指摘のとおり、海岸漂着物なり、海に流れ出るごみは、やはりその陸域からのごみを抑えるべきということは、私たちとしては、県民の皆さんにだんだん理解をしていただくということで取組をしているところであります。それにつきましては、令和4年度になります、動画とか、或いは15秒の短いショート動画といったものを作成をいたしまして、テレビ放送、テレビCMなんかで流したことはございました。そうした、動画をですね県庁のホームページなりにアップいたしておりまして、市町村にもそういった動画を使って欲しいと添えて、市民の皆さんに機会があれば啓発していただきたいというようなことと、先ほど福岡県で毎年作っております、環境教育副読本といったものにも、QRコードを貼りまして、小学生の皆様にも見てほしいというような形で、啓発をしているところであります。そういった取組と一緒にですね、実際回収なりをしていく、或いは県民の皆さんに参加いただいてそういった清掃イベントを実施して、海岸漂着物と実態をご承知いただいた上で、そういったものが、陸域から出でるんだよってということを、皆様に浸透させていきたいということで取組をしているところであります。

(浅野会長)

はい。河川ごとに結構河川の清掃ということで、取組があちこちで行われていると思うので、渡辺委員も多分やっておられるからこういう発言になったと思うのですが。そういう情報をもう一遍しっかり整理をして、それとこれと、きちんと繋いでいくとかですね、というようなことも、県の施策としてやって欲しいというのは多分、渡辺委員の発言の裏にあるものだろうと思いますね。

私はそうだろうと思ってますので。海岸漂着物ごみということだけがクローズアップされてしまうと寂しいなあ。もっと原流のところで頑張っている人たちがね、というような話だと思いますね。ただ結構、流域が短い川が多いですね。しかし、大きな流域のある結構長い、遠賀川であるとか筑後川であるとかいうところはあまり問題になってないんですけども、一体どうなのかって考える必要があるかもしれませんね。福岡市内の都市河川ですと、本当に短いんです。やっているとすぐ、海に出ているのが分かるので、その辺のところを今後の検討課題にして欲しいということだろうと思います。よろしく願いいたします。

他に何かございませんでしょうか。どうぞ何でも結構ですがいかがですか。よろしゅうございませうか。人数が多いので、お1人お1人、ご発言をとという事ができないんですけど、半分の人だと全員が当たるんですけど、なかなかそうもいかないかもしれません。議員の先生方何

かございましたら。よろしいですか。はい。それでは他に特にご意見がないようでしたら、本日は報告事項ばかりでしたけども、県が結構意欲的に取り組んでおられることについては、委員が共有できたと思いますので、どうもありがとうございました。

それでは、あとは事務局にお任せいたします。

(増田企画広報主幹)

浅野会長、議事の進行どうもありがとうございました。委員の皆様には熱心にご審議いただき誠にありがとうございます。当審議会のご意見は十分に踏まえ今後の施策を進めて参りたいと思います。

これを持ちまして、令和6年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。